

浜の女性応援隊設置要領

一部改正 令和5年8月22日 水経808号

（目的）

第1 漁村における女性は、水産業や地域振興において重要な役割を果たしているとともに産業や地域づくりの担い手としても大きく期待されていることから、女性グループが行う加工や販売などの取組が促進されるよう、女性活動を応援する応援隊（以下「応援隊」という。）を組織する。

（名称）

第2 応援隊の名称は、「浜の女性応援隊」、通称「Hama-Donna ハマドンナ」とする。

（構成）

第3 応援隊は水産林務部総務課、水産局各課及び沿海（総合）振興局水産課の女性職員などで構成する。

（活動内容）

第4 応援隊は、次の活動を行う。

- （1）女性グループが取り組むイベントや加工・販売などの手伝い
- （2）女性グループの活動状況などの情報収集、発信
- （3）必要な対策の検討や各地の情報交換を行う勉強会の開催
- （4）研修会の開催
- （5）その他女性活動のために必要なこと

（事務局）

第5 事務局は、水産林務部水産局水産経営課に置く。

（その他）

第6 応援隊の活動は、非予算事業により実施する。

附 則

この要領は、平成27年6月30日から施行する。

この要領は、令和5年8月22日から施行する。